

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	レイズネクスト株式会社			コード	6379
提出日	2026/6/22	異動（予定）日	2026/6/25		
独立役員届出書の提出理由	2026年6月8日(月)に提出した独立役員届出書について、「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の記載の一部（梅村一彦氏に関する箇所）を訂正し、これに伴い「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」の記載の一部を修正するもの。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	伊佐範明	社外取締役	○													○		有
2	佐分紀夫	社外取締役	○													○		有
3	水地啓子	社外取締役	○													○		有
4	西田まゆみ	社外取締役	○													○		有
5	梅村一彦	社外取締役	○								△						訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		伊佐範明氏は、総合商社において経営戦略に携わる等、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制強化を期待できると判断いたしております。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。
2		佐分紀夫氏は、公認会計士や企業経営としての経験および財務・会計に関する専門的な見識を有していることから、客観的かつ公平な立場に立って、取締役の職務の執行を監査することができると判断いたしております。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。
3		水地啓子氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な法律面の見識を監査に反映していただき、客観的かつ公平な立場に立って、取締役の職務の執行を監査することができると判断いたしております。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。
4		西田まゆみ氏は、薬学の専門家としての豊富な学識経験を有しております。多くの会社経営にも携わり、高い見識を有しております。これまでの経験と知見を活かすことにより、客観的かつ公平な立場に立って、取締役の職務の執行を監査することができると判断いたしております。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。
5	梅村一彦氏は、2008年7月からEY新日本有限責任監査法人のパートナーでありましたが、2022年6月をもって同法人を退任しました。EY新日本有限責任監査法人は当社の会計監査人ですが、同氏が当社の監査業務に関与したことはありません。当社と同法人との取引額は、同法人の直近事業年度における年間連結売上高の0.1%未満であると同時に、当社の2025年度の連結売上高の0.1%未満であります。	梅村一彦氏は、公認会計士として長年にわたり監査法人に勤務し、多くの企業の監査業務を経験しており、財務・会計に関する専門的な見識を有しております。これらを活かすことにより、客観的かつ公平な立場に立って、取締役の職務の執行を監査することができると判断いたしております。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。

4. 補足説明

【当社の社外取締役の独立性判断基準】

当社は、会社法上の要件や東京証券取引所が定める独立性基準に加え、社外役員（その候補者も含む。）が、以下の基準のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものとします。

1. 就任前10年間のいずれかの時期において、当社または当社の子会社（併せて「当社グループ」という。以下同じ。）の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。以下同じ。）であった者

2. 当社グループの主要な株主（直接または間接に当社の10%以上の議決権を保有する株主をいう。以下同じ。）、またはその業務執行者

3. 当社グループが現在の主要な株主である会社の業務執行者

4. 当社グループを主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者。）、またはその業務執行者

5. 当社グループの主要な取引先である者（当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。）、またはその業務執行者

6. 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者

7. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の業務執行者

8. 当社グループの会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員である者

9. 上記8. に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

10. 上記8. に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファーム。）の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者

11. 上記2. から10. に就任前3年間のいずれかの時期において該当していた者

12. 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者

13. 上記1. から12. のいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内）

14. 独立社外取締役としての通算の在任期間が8年間を超える者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。